

平成31年2月20日

一般社団法人全国医師連盟 理事会

代表理事 中島 恒夫

事務局：〒114-0023 東京都北区滝野川5丁目41番3号 TKビル6階
電話番号：03-5980-7313 FAX番号：03-5825-6139

E-mail：info@zennirenn.com

医師の労働時間の短縮に向けた取組を徹底するため、
客観的記録方法を用いた医師の就業状況の把握を原則義務化することを要望する。

医療法第30条の19に基づき、医療機関の管理者は、勤務する医療従事者の勤務環境の改善、その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めることを定められています。「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（H29.1.20基発0120第3号：https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki_junkyoku/0000149439.pdf、https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki_junkyoku/0000187488.pdf）もすでに発出されています。しかし、医師の就業状況を客観的な記録で把握することを怠っている医療機関は少なからずあります。

「医師の働き方改革検討会」でも、医師の労働時間の短縮に向けた取組を徹底するため、継続的な労働時間のモニタリングを行うことについては、コンセンサスを得たと考えます。

平成31年2月6日に開催された「第18回医師の働き方改革に関する検討会」で厚生労働省から配付された「資料1：時間外労働規制のあり方について3（上限時間数について）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000477077.pdf>）には、その2ページに「基本的な考え方」として、「医師についても、労働時間規制の原則である『時間外労働のない週40時間労』を、また、時間外労働や休日労働を行う場合であっても一般則が求めている水準と同様の労働時間を達成することを目指すべき」と記されています。また、注釈として、「一般則」の解説を付記してあります。

一般則：労働時間は1日8時間・週40時間まで、休日は週に1回（又は4週に4日）付与が原則であるが、労働基準法第36条に基づく協定を結んだ場合には、平日の時間外労働や休日労働が可能となる。この場合であっても、協定に規定できるのは

- ① 平日の時間外労働について、月45時間・年360時間が限度であり
- ② 臨時的な必要がある場合には、年に6ヶ月に限って、①を超えることができるが、その場合においても、休日労働込みで月100時間未満、かつ、平日の時間外労働の時間数が、年720時間となるまで、とされている。

この基本的な考え方に、全国医師連盟は賛同します。

しかし、現状、勤務医がどれだけの長時間勤務を強いられているのかは不明です。「一定以上の長時間労働の医師がいる医療機関に対して、重点的な支援を行う」ためには、また、勤務医の長時間労働の『適正化』を厳格化させるためには、客観的なモニタリングを欠いては議論が成立しません。

私たち全国医師連盟は、医師の長時間労働を「適正化」させるために、以下の3項目を全ての医療機関に義務化することを要望します。

- 1：タイム・レコーダーなどを原則導入すること。
- 2：カルテ記載や診療報酬請求とタイム・レコーダー記録を付き合わせたチェック体制の整備。
- 3：その上で、医師の就業状況を客観的に記録すること。